

## 事務所職員からのご挨拶

### はじめまして！

2月に入所いたしました道満聡子と申します。岡山県新見市出身です。空気の匂いで季節の移ろいを感じられる自然に溢れた田舎育ちで、疲れが溜まった時には「自然が不足している〜」と緑を求めて散策にでかけるのが今の楽しみです。先日帰り道に御池通でふと見上げると桜が咲いており、まだ3月初旬なのに？と思い調べてみると不断桜といふ秋から春にかけて咲く種類であると。京都大原の実光院では秋には紅葉と桜と一緒に観賞できるそうです。不断という字には普段・絶え間なくという意味があり、寒い冬にさえ花を咲かせる桜を見て不断の努力で日々臨まなければと引き締まる思いになりました。まだ芽をだしたばかりの私ですが、皆様のお役に立てるよう精進していきたいと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

道満 聡子



ガンジスにて……

はじめまして。3月より新納会計事務所でお働きいただくこととなりました。越知 崇実史と申します。

大学卒業後、一年間専門学校にて税理士試験の勉強に専念した後、大学院へ進学したため、年齢25にして、やっと社会人デビューを果たすこととなりました。まだまだ未熟者ですので、皆様には色々ご迷惑をおかけすることもあるかもしれませんが、少しでも早く仕事にも慣れ、皆様のお役に立

てるよう、精一杯精進いたします。年齢的にも出遅れ気味感はありませんが、所長や諸先輩方、そして皆様のご指導の下、信頼の厚い立派な会計人になれるよう、努力を積み重ねていこうと思っております。今後とも何卒よろしくお祈りいたします。

越知 崇実史



### お世話になりました

このたび一身上の都合により3月31日付けをもって退職させて頂くこととなりました。新納会計事務所に入所してから5年半という期間でしたが、最初は全くの未経験からのスタートで皆様にはご迷惑をおかけした事も多々あったかと思っております。そんな私がここまでやってこられたのは、新納先生をはじめ、事務所の方々、お客様のお陰と深く感謝しております。

私にとってこの5年半は本当に貴重な経験でした。これからは皆様から学んだこの経験を今後の人生に存分に活かしていくつもりです。皆様、色々とお世話になり、本当にありがとうございました。

稲本 謙次



# PROGRESS プロGRESS

新納会計事務所・(株)新納経営

第30号

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町16-1

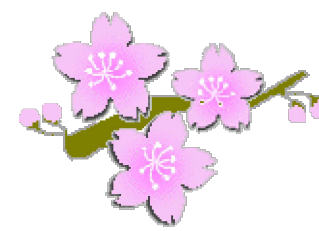
2008年4月7日発行

TEL 075(231)0335 FAX 075(231)0473

http://www.shinnou.net/

e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

PROGRESS(プログレス)とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。



## 桜に思う



所長 新納賢二

当社社員稲本君が三月末日で退職しました。五年半の期間勤めてくれました。30歳から未経験の税務会計分野への転職でしたが、常に前向きに学び、お客様と共に悩み考え、お客様の経営内容を良くしようと一生懸命でした。その結果、お客様に信頼され、愛されていただけに残念でありませんが、向上心あふれる姿勢で次の仕事にチャレンジして、豊かな人生を築いてもらいたいと願っています。彼のこれからの人生に幸多かれと祈るばかりです。顧問先の皆様には、ご指導頂きありがとうございました。

彼の送別会の日には、満開に近い桜が咲き誇っており、その華やかさは彼の旅立ちを祝うがごときでした。

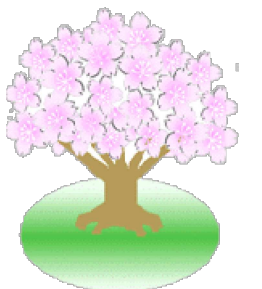
桜は冬の寒風に耐え、時には雪を冠りながら力を蓄えて来た結果としてその美しさがある。その努力と忍耐がなければ決して美しい花は咲かない。

先年、奥美濃の山を登る途中、山麓にある樹齢千五百年と言われる「根尾の薄墨桜」を訪ねたが、豪雪地帯にある木々は、風雪の重みに耐えて幹は古色蒼然とし、枝は悲鳴を上げるがごとく折れたり、支柱に支えられて枝を伸ばしているのだが、全体としては圧倒的な存在感を示していた。

枝を折られようが、幹を砕かれようが、愚痴をこぼさず、大自然の摂理に身をゆだね、全身で春を迎える準備をしている。

人の歩みも又同じであろう。日々の一步一步の努力と忍耐がいつの日か花を咲かす。

桜をめで盃をかわし、歌を唱って楽しむのも大いによし、しかし時々冬の桜に思いをはせてもらいたいものです。



### < 目次 >

1ページ：桜に思う

2ページ：リース取引の税制改正

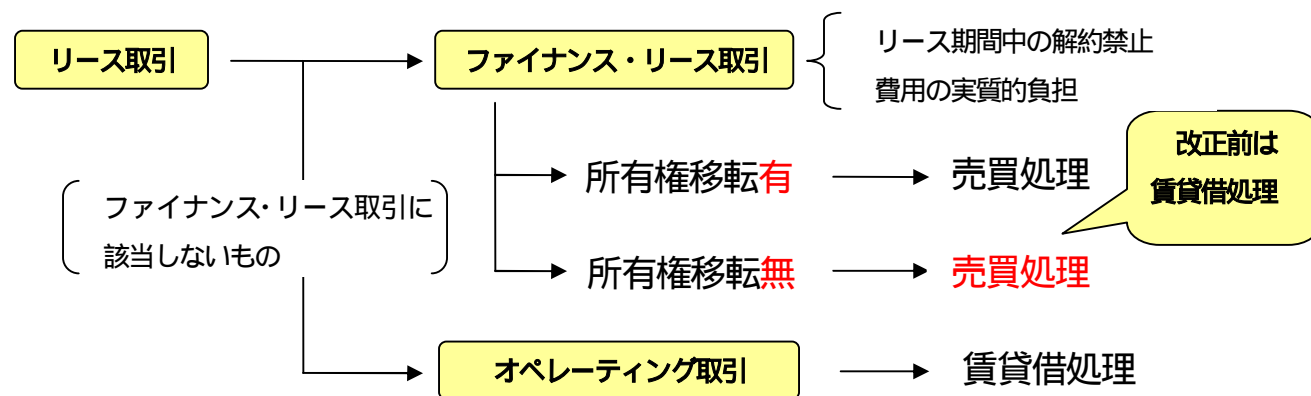
3ページ：パートタイム労働法が変わります！

4ページ：事務所職員からのご挨拶

付 録：後期高齢者医療制度についてのご案内

# リース取引の税制改正

リース会計基準において所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理が原則、売買処理に一本化されることは以前お伝えしました。それに伴い、法人税法上においても2007年度税制改正により一本化されることになる事になり、2008年4月1日以後に締結される所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当するリース取引は契約上賃貸借取引であっても売買取引として取り扱われることとなりました。今回の改正により一般的なリース取引の分類と処理は以下ようになります。



日常、パソコン、車両等リースされている契約は所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当します。

原則として所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理は以下ようになります。

## ・リース資産引渡し時の処理

売買取引があったものとして取り扱われ、資産計上する事となります。

また、消費税の処理の仕方も大きく変わります。

今まではリース料支払時その都度、その金額を課税仕入として処理していましたが、今回の改正によりリース資産引渡し時に総額を課税仕入として処理するようになります。

## ・資産の償却方法

リース期間定額法を適用することになります。償却限度額の計算式は以下の通りです。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{リース資産の取得価額 - 見積残存価額} \end{array} \right\} \times \frac{\text{その事業年度のリース期間の月数}}{\text{リース期間の月数}}$$

## ・リース料支払時の処理

リース料の支払いは費用計上ではなくリース債務の返済という事になります。

しかし、リース料の額を損金経理した時は、そのリース料の額は償却費として損金経理した金額とされ、その売買されたリース資産の償却限度額まで損金の額に算入されます。

ご不明な点があれば当事務所までご連絡ください

# パートタイム労働法が変わります！

～平成20年4月1日施行～

少子高齢化が進み、労働人口が減少する中、パートタイム労働者は、女性ばかりではなく若年者や高齢者を中心に男性の労働者においても増加しています。

このような社会の変化に伴い、パートタイム労働者の雇用関係を整備するため、この4月からパートタイム労働法が改正されました。

## 改正のポイント！



### 労働条件を文書で明確に

「労働条件通知書」の記載事項が下記のようにになりました。

これまでの記載必須事項	契約期間 仕事の場所と内容 始業及び終業時間 所定労働外労働の有無	休日 休暇 賃金
4月の改正で追加された記載必須事項	昇給の有無 退職手当の有無 賞与の有無	

### 待遇決定の説明義務

通常の労働者との待遇の格差について、パートタイム労働者から求められた場合には、事業主は待遇の決定に当たって考慮した事項について説明する義務があります。

### 均衡の取れた待遇の確保

「職務の内容」「人材活用及び運用(人事異動や転勤)」「契約期間」の3つの基準について、通常の労働者と比較したうえで賃金、教育訓練、福利厚生などの待遇の措置を講じます。

### 通常の労働者への転換の推進

通常の労働者を募集する場合、すでに雇っているパートタイム労働者に周知する。パートタイム労働者が通常の労働者へ転換するための試験制度を設けるなどの転換制度を導入する。

～ご不明の点などがございましたら、当事務所までご連絡ください～